

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和 2 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項中「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削る。

別表第 3 の 6 の項を次のように改める。

6 義務教育終了前の子又は特別支援学校高等部に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものに限る。次項において同じ。）が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を、疾病の予防を図るためにその子に必要なものとして任命権者が定めるその子の世話を若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴うその子	一の年度において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が 10 日を超える場合にあっては、10 日）の範囲内の期間 (1) 中学校就学の始期に達するまでの子 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日） (2) 前号に掲げる子以外の子 3 日（その養育する前号に掲げる子以外の子が 2 人以上の場合にあっては、6 日）
---	--

の世話をを行うこと又はその子の教育 若しくは保育に係る行事のうち任命 権者が定めるものへの参加をすること とをいう。) のため勤務しないことが 相当であると認められる場合	
---	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。